

E i w a N e w s

所得税の変更点と年末調整

平成 25 年 11 月
(No. 100)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。
税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手許に届いていることと存じます。
今回は、今年度の所得税の変更点と、年末調整の留意点等についてご説明いたします。
また、年明けには、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出等もありますので、お早めに準備を始められることをお勧めいたします。

[1] 今年度の変更点

1. 復興特別所得税

①東日本大震災からの復興のため、平成 25 年 1 月 1 日より生ずる所得について源泉所得税を徴収する際に、復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額）を併せて徴収し、国に納付しなければならないこととされました。

したがって、毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額で行います。

②退職手当等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

(イ)「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合の退職手当等については、次の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を利用して所得税及び復興特別所得税の合計額を算出し、その算出した税額を徴収し、納付します。

退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額={ (A) × (B) - (C) } × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	{ (A) × 5% } × 102.1%
1,950,000円超	10%	97,500円	{ (A) × 10% - 97,500円 } × 102.1%
3,300,000円 "	20%	427,500円	{ (A) × 20% - 427,500円 } × 102.1%
6,950,000円 "	23%	636,000円	{ (A) × 23% - 636,000円 } × 102.1%
9,000,000円 "	33%	1,536,000円	{ (A) × 33% - 1,536,000円 } × 102.1%
18,000,000円 "	40%	2,796,000円	{ (A) × 40% - 2,796,000円 } × 102.1%

(ロ)「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合の退職手当等については、退職手当等の支払金額に 20.42%を乗じた金額が源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額となります。

2. 給与所得控除額の変更

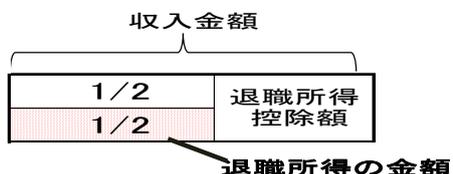
給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の定額とすることとされました。

3. 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の変更

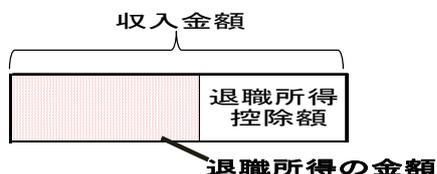
特定の役員等（勤続年数が5年以下である役員等）に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算について、いわゆる「2分の1課税」が適用できないこととされました。

【退職所得の金額】

・一般の退職手当等の場合



・特定役員退職手当等の場合



[2] 年末調整を行うにあたって

1. 必要書類

- ① 平成26年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 平成25年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。
記入もれや、下記2.の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかることがあります。

2. 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

- ① 生命保険料控除、地震保険料控除、並びに社会保険料控除のうち国民年金保険料及び国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類
- ② 年の途中の入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票
- ③ 住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・厚生労働省等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

[3] 確定申告

年末調整により、給与所得者のうちの多くの方は年間の税額が確定します。

確定申告が不要になる大切な手続きです。

なお、給与所得者で、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄附金控除の適用を受ける方、同時に2ヶ所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、確定申告が必要になります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。